

除雪事業計画書作成業務委託仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、福島県土木部道路管理課が委託する「除雪事業計画書作成業務委託」に適用する。

本仕様書に明示なき一般事項は、福島県土木部制定「共通仕様書(業務委託編)」に基づく。

第2条 受託者の義務

受注者は契約の履行に当たり、委託業務の目的を理解した上で作業を行うこと。

第3条 委託の内容

受注者は、別紙「除雪事業計画書作成業務委託」の委託内容を実施すること。

第4条 監督員

この仕様書でいう監督員とは、委託契約書第9条に規定する者で、発注者側の担当者をいう。

第5条 管理技術者

この仕様書でいう管理技術者とは、委託契約書第10条に規定する者をいう。

第6条 提出書類

当業務委託を行うにあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を監督員の指示する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 管理技術者通知書及び照査技術者通知書
- (3) 履行報告書
- (4) 委託業務完了届
- (5) 成果物目録及び成果物

第7条 業務計画書

受託者は作業に関する業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 業務概要
- (2) 作業の日程計画表
- (3) 作業担当者の氏名
- (4) 連絡体制組織表
- (5) 打合せ計画
- (6) その他必要事項

第8条 打合せ等

委託業務の実施にあたって適正な作業を遂行する為、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、必要時は随時打合せを行うものとする。その際に連絡事項や打合せ内容は記録に残してお互いに確認するものとする。

なお、会議による打ち合わせ場所は福島県庁を会場とする。(初回1回、最終1回、中間3回)

第9条 成果物

受託者は、業務完了時に下記の成果物を、成果品目録とともに提出するものとする。

- (1)報告書電子データ 2部
- (2)令和7年度除雪事業計画書 200部

第10条 検査

委託契約書第32条に規定する検査を受ける場合は、管理技術者が立ち会いの上、検査を受けなければならない。

第11条 その他

竣工検査に先立ち社内審査を実施すること。

「除雪事業計画書作成業務委託」

【委託の背景】

除雪事業は、冬期交通を確保するとともに非積雪地域との格差を無くし、経済の活性化と民政の安定化を図るため非常に重要な事業である。

そのため、除雪事業を計画的かつ効率的に実施するために、除雪事業計画書を作成し、各除雪担当者へ周知を図り、各研修会の開催等により、除雪業務担当者や若手オペレーターの技術向上を図っている。

【委託内容】

1. 令和7年度除雪事業計画書の作成

1. 1 除雪事業計画書改訂業務の補助

県で毎年作成している除雪事業計画書について、更新内容の取りまとめ、修正等を行い令和7年度版に反映する。更新データは各事務所で作成する。

1. 2 令和7年度除雪事業計画書の製本

1. 1で取りまとめた「令和7年度除雪事業計画書」について、200部製本(A4カラー)を行う。

2. 除雪技能講習会の運営支援

○除雪技能講習会

県内の除雪オペレーターの技能向上と除雪機械の高度利用化のため、除雪技能講習会を開催するにあたり、受注者は当講習会についての開催支援(会場設営・受付・資料配付・写真撮影・アンケート調査等)を行う。講師等は県で委嘱。

開催地：県内いずれかの除雪ステーション近傍

開催期間：12月予定(1日間)

3. 除雪オペレーターの運転支援等に関する新技術の情報収集・比較検討

除雪オペレーターの運転支援等、除雪に関する新技術について、国や他自治体の事例を収集し、効果や経済性など、比較し、福島県での実用性の検討を行う。

4. 報告書作成

上記の業務について、報告書を作成し、納品するものとする。なお、作成した電子ファイルはウイルスチェック後、CDに保存し提出するものとする。